

インバウンド観光客歓迎飲食店受入環境整備事業(第2弾) 募集要領

1 目的

インバウンド観光客の需要に的確に対応するための受入環境整備を先進的に実施している飲食店を支援し、本市が有する「食の魅力」をさらに向上させ、観光資源化を図る。

2 交付対象者

以下に該当する飲食店を運営する事業者であつて、インバウンド観光客の受入及びそのための環境整備を行い、米子の「食」を楽しんでいただくための意欲があるものを交付対象とする。

ただし、令和6年度に実施したインバウンド観光客歓迎飲食店受入環境整備事業補助金の交付を受けた店舗については、交付対象外とする。

- (1) 米子駅前周辺、朝日町、角盤町及び皆生温泉周辺のいずれかのエリアに所在する店舗であること。
- (2) 店内飲食スペースを有し、その規模がインバウンド観光客の来訪に十分対応できるものであること。
- (3) 当該店舗において次のアからオに定める事項を実施することを誓約すること。

ア 外国語表記の飲食物メニュー表の整備・提供

※英語を必須とし、韓国語及び中国語(繁体字・簡体字)のものもできる限り整備すること。

イ インバウンド観光客向けセットメニューの提供

ウ 米子市から交付されたペナント(※)の店舗出入口付近への掲示

※ア及びイに係る対応が完了した旨の報告を受けた後に交付する。

エ 米子市が実施するインバウンド観光客来訪状況等のヒアリングに協力すること。

オ 米子市のインバウンド対応飲食店特設サイト『VISIT YONAGO』への掲載に必要な情報(画像を含む)の提供

3 補助内容

インバウンド観光客の受入環境整備に要する費用(仕入控除税額を除く)の3分の2に相当する額(補助上限額 10万円×対象店舗数)を補助する。ただし、次の①から⑬に該当するものは補助事業の**対象外**とする。

- ①単に来訪者全般に向けた環境整備を行うための費用、②食材費、③調理器具購入費、④人件費、
⑤定期会費(システム利用月額・年額等)、⑥リース・レンタル料、⑦割引やポイント還元等を行う際の元資、
⑧プレゼント物品調達費、⑨コンサルティング費、⑩接待費・交際費、⑪決済手数料、⑫建設工事費、
⑬その他本補助金の趣旨に鑑み不適切と認められるもの

補助対象の取組み(一例)

- ・外国語表記のメニュー表の作成(電子媒体によるものを含む)
- ・外国語表記の店舗内案内板作成
- ・Wi-Fi 機器の購入費
- ・自社サイトの多言語対応(ウェブ予約対応)など

4 交付申請

- (1) 本補助金の交付を希望する者は、別紙様式に必要事項を記載し、令和8年1月 30 日までに米子市へ提出し申請を行うこと。
- (2) 本補助金の交付決定が行われた後、正当な理由なく2(3)の誓約事項の遵守がなされないと認められるときその他法令違反等相応しくない事由を確認した場合、米子市は当該交付決定を取り消すものとし、また、すでに本補助金の交付を受けていた場合はこれを返納しなければならないものとする。

5 その他

- (1) 米子市はインバウンド観光客向け、飲食店を周知するための特設サイト『VISIT YONAGO』に2(3)ウのペナントの交付を受けた店舗に係る情報を掲載する。
- (2) 本補助金の事業年度終了後(令和8年 4 月 1 日以降)も、希望する店舗についてはペナントの掲示を継続してもよいものとする。この際、特設サイトへの情報掲載も継続する。ただし、2(3)ア及びイに係る取組を継続して実施していることを条件とする。
- (3) その他必要な事項は米子市が別に定める。